

平成26年第1回豊能町地域公共交通会議

次 第

日時：平成26年3月25日(火)

午前10時30分より

場所：豊能町役場 大会議室

○開会

○委員及び出席者紹介

【1】《報告》豊能町地域公共交通会議設置関係規定の改正等について

【2】《議題1》地域公共交通会議委員の追加について

【3】《議題2》「豊能町地域公共交通基本構想」(案)について

1. 策定の経緯
2. 「豊能町地域公共交通基本構想」(案)について
3. パブリックコメント結果と意見の反映について

【4】《議題3》「豊能町地域公共交通基本構想」短期計画の実施にかかる協議等について

1. リレー便の運賃について(法定協議)
2. 巡回バスの路線廃止について

【5】その他

○閉会

平成26年第1回豊能町地域公共交通会議 配布物一覧

○委員及び出席者一覧

○次第

○平成26年第1回豊能町地域公共交通会議資料

○関連資料

[資料1] 豊能町地域公共交通会議関連条例等

[資料2] 豊能町地域公共交通会議基本構想(案)

[資料3] 豊能町公共交通路線図(現況)

[資料4] 基本構想路線図

[資料5] 「豊能町地域公共交通基本構想(案)パブリックコメント概要

[資料6] 豊能町地域公共交通基本構想実施にかかる廃止対象バス路線

【1】《報告》豊能町地域公共会議設置関係規定の改正等について

【豊能町地域公共交通会議設置根拠】（条例等は平成 25 年 12 月 27 日施行・改正）

	旧	新
根拠法令	道路運送法	道路運送法
設置根拠	豊能町地域公共交通会議	豊能町附属機関条例
運営等	設置要綱	豊能町地域公共交通会議規則
部会	豊能町地域公共交通会議 分科会設置規程	豊能町地域公共交通会議 分科会設置規程

※詳細は[資料 1] 豊能町地域公共交通会議設置関連条例等を参照

・町が設置する調査審議等のための組織について、地方自治法の規定に基づく附属機関等として位置付けを明確化、整理し、条例として制定

↓

・地域公共交通会議についても条例による附属機関として整理（根拠法は道路運送法）。条例の制定に伴い、豊能町地域公共交通会議設置要綱を廃止し、運営等必要な事項については豊能町地域公共交通会議規則を制定。併せて、あらたな委員の参画を可能とするため、委員数を 16 名から 17 名に変更

【2】《議題 1》地域公共交通会議委員の追加について

○これまでの地域公共交通会議

…平成 20 年に、高齢者等外出支援サービス「おでかけくん」の市町村運営有償運送登録更新を協議するため、道路運送法に基づき設置。平成 23 年 3 月に設置要綱を改正し、豊能町巡回バスの見直しに伴う社会実験の実施検証を行い、公共交通計画を策定する機関として位置付け

○これからの地域公共交通会議の方向性

…今後の地域公共交通全体の目指すべき方向性を構想としてとりまとめ、構想の実現に向けた施策を、モニタリング等を通じた施策評価を行いながら実施



町の幹線交通を担う鉄道事業者の参画が不可欠であるため、能勢電鉄株式会社を地域公共交通会議委員として追加

【3】《議題 2》「豊能町地域公共交通基本構想」(案) について

1. 策定の経緯

○巡回バスの運行

平成 8 年度～	スポーツセンターシートスのオープンに伴い、東地区の住民の利便性を高めるために東西間のバス運行を開始
平成 14 年度～	東地区の老人福祉施設送迎バスを路線化（東地区巡回バス）
平成 17 年度～	西地区内公共施設巡回バスを運行開始（西地区巡回バス）



巡回バスの運行は、費用対効果が低い・財政負担が大きいことから運行を見直し、社会実験運行を行った上で今後の地域公共交通計画を検討

○社会実験運行と検証等

平成 23 年 3 月	平成 23 年第 1 回地域公共交通会議（社会実験運行の協議）
平成 23 年 6 月	第 1 回分科会（見直し基準の検討）
平成 23 年 7 月	巡回バスの運行を休止 東西バス及び東地区デマンドタクシーの社会実験運行を開始
平成 23 年 8 月	第 2 回分科会（評価方法書の策定）
平成 23 年 9 月	平成 23 年第 2 回地域公共交通会議（市町村運営有償運送登録更新協議）
平成 23 年 10 月	第 3 回分科会（社会実験の変更について）
平成 23 年 11 月	第 4 回分科会（社会実験の変更について）
平成 23 年 12 月	阪急バス豊能西線運行開始（町による運行補助開始） 平成 23 年第 3 回地域公共交通会議（東西バス路線変更・運賃協議）
平成 24 年 2,5,7 月	OD 調査
平成 24 年 9 月	第 5 回分科会（1 次評価及び 2 次評価に用いるデータの確認）
平成 25 年 3 月	第 6 回分科会（交通計画検討の方向性、社会実験の延長）
平成 25 年 4 月	中間報告（1 次評価及び 2 次評価データ、検討の方向性）
平成 25 年 8 月	第 7 回分科会（交通計画案検討、社会実験の変更）
平成 25 年 10 月	東西バス・東地区デマンドタクシーダイヤ改正
平成 25 年 12 月	第 8 回分科会（交通計画案検討）
平成 26 年 1 月	第 9 回分科会（住民等のオブザーバーによる意見聴取）
平成 26 年 2 月	「豊能町地域公共交通基本構想」(案) パブリックコメント

2. 「豊能町地域公共交通基本構想」(案) について

- …[資料 2] 「豊能町地域公共交通基本構想」(案)
 - [資料 3] 豊能町公共交通路線図 (現況)
 - [資料 4] 基本構想路線図
- } 参照

3. パブリックコメント結果と意見の反映について

(1) 概要

○実施概要

期間：平成 26 年 2 月 6 日～2 月 28 日

閲覧：ホームページ及び豊能町役場、吉川支所、図書館、中央公民館図書室

広報：ホームページ及び新聞折り込み

提出：企画政策課・吉川支所への持参、電子メール、FAX、郵送

○提出数

受付件数：10 件 (うち 1 件は団体代表者 2 名による提出)

意見項目数：69 件 (内訳は[資料 5]豊能町地域公共交通基本構想(案)パブリックコメント意見概要参照)

(2) 主な意見と町の考え方(案)

項目	主な意見と町の考え方(案)
構想の推進について	<p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構想の推進にあたり、詳細な評価項目が必要 ・民間事業者の収支開示や進捗状況の広報が必要 <p>【町の考え方(案)】</p> <p>基本構想における P D C A サイクルの取り組みは、「6. 実施に向けた取り組み」記載の短・中・長期ごとに目標としている事業について、当該事業や関連事業の状況把握や、利用者の状況を参考としながら評価を行うことで進捗状況を管理し、構想の実現をおこなっていく。民間事業者の収支開示は困難だが、進捗については広報を行い、利用促進につなげていく。</p>

<p>西地区交通について</p>	<p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ときわ台・東ときわ台～新光風台や吉川～西地区各地区等、乗り換えが必要な移動について、地区内巡回運行が必要 ・昼間時間帯におけるデマンド運行等、運行形態の変更による地区内巡回運行の実現 <p>【町の考え方（案）】</p> <p>地域内路線は幹線のフィーダーとして位置付けており、所要時間の長大化などサービスレベルを低下させる地域内巡回運行は行わない。また、昼間の需要の少ない時間帯であっても、シャトルサービスを維持するため、運行形態の変更は行わない</p>
<p>茨木方面のアクセスについて</p>	<p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北大阪ネオポリス線と余野・忍頂寺線の乗継ぎによる茨木方面へのアクセスの記載が必要 <p>【町の考え方（案）】</p> <p>余野～忍頂寺～茨木のみの記載としているが、千堤寺口乗換えについても高校生等に利用されていることから、幹線として位置付ける（構想案修正）</p>
<p>運賃について</p>	<p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東西間の乗継割引 ・西地区におけるシャトル便の乗継割引 ・能勢電鉄、阪急バスの通学定期割引の拡大や町による補助、フリーパス <p>【町の考え方（案）】</p> <p>収支が悪化している中、民間における割引は困難。町による補助も困難だが、利用促進策として下記のとおり検討</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）東西乗継割引⇒リレー便の実施に際し具体的に検討。長期計画における割引については中期以降に検討（構想案修正） （2）西地区内割引⇒短期においてゾーン運賃を検討（構想案修正） （3）その他幹線の乗継割引⇒基本構想における検討は保留 （4）通学定期補助、割引率拡大等⇒基本構想における検討は保留

【4】《議題3》「豊能町地域公共交通基本構想」短期計画の実施にかかる協議等について

1. リレー便の運賃について（法定協議）

(1) 協議対象路線

…「(仮称) 箕面病院・中止々呂美～箕面森町地区センター～ときわ台駅」

(2) 運賃の種類、額、適用方法

①種類…普通旅客運賃

②額

リレー便運賃表（案）

ときわ台駅										
150	ときわ台3丁目									
150	150	ときわ台5丁目								
150	150	150	支所前							
150	150	150	150	東ときわ台7丁目						
210	210	210	150	150	箕面森町地区センター					
250	250	250	190	170	150	とどろみの森学園前				
250	250	250	190	170	150	150	中止々呂美			
250	250	250	200	190	150	150	150	(仮) 箕面病院		

③適用方法

- ・初乗150円、以降距離に応じて加算
 - ・小人（中学生未満）は半額（10円未満切上げ）、保護者同伴の小学生未満は2人まで無料
 - ・身体障害者、知的障害者は手帳等の提示により半額（10円未満切上げ）
- ※適用方法、運賃計算方法は、他の阪急バスの一般路線と同じ

(3) 実施予定日…平成26年5月1日以降

～参考～

協議に際しての確認事項

(国土交通省 「地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン」 より)

- ①社会的経済的事情に照らし利用者に過度の負担を強いることがないこと
- ②他の旅客自動車運送事業者との間に不当競争を引き起こすおそれがないこと
- ③特定の旅客に差別的な取扱いがなされないこと

2. 巡回バスの路線廃止について

(1) 理由

社会実験運行の開始に伴い、旧巡回バス路線の一部区間（運行は巡回バスのみとなっていた区間）は休止としている

↓

地域公共交通会議基本構想の策定及び施策の実施に伴い、路線を廃止する

※大阪府乗合バス地域協議会における協議後、国に届出

(2) 対象路線

[資料 6] 豊能町地域公共交通基本構想にかかる廃止対象バス路線参照